

## 立会人型電子契約システム導入・運用業務受注候補者選定審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 新発田市が調達する立会人型電子契約システム導入・運用業務の受注候補者の選定に係る審査を厳正かつ公正に行うため、立会人型電子契約システム導入・運用業務受注候補者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 受注候補者を選定するための評価基準に関すること。
- (2) 応募者及び提案書の審査に関すること。
- (3) 受注候補者の選定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、受注候補者の選定に関して必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は委員4人で組織し、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総理し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者とする。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席（Webでの出席も含む。）によって成立する。
- 3 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (守秘義務)

第5条 委員は、委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、新発田市契約検査課において行う。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

### 附則

この要領は令和6年5月21日から施行し、受注候補者の選定を公にした翌日にその効力を失う。

別表（第3条関係）

委員長	新発田市契約検査課 課長
副委員長	新発田市情報政策課 課長
委員	新発田市会計課 課長
委員	新発田市入札監視委員会 委員